

リサイクル推進で課題浮上



再生プラスチック原料発生元(排出事業者)が、何らかの「リサイクル証明」を求めるようになってきている背景は、「日本からのリサイクル輸出が、結果として海外での二次公害を引き起こしている」「特定の現地工場です

再生プラスチック原料発生元(排出事業者)が、何らかの「リサイクル証明」を求めるようになってきている背景は、「日本からのリサイクル輸出が、結果として海外での二次公害を引き起こしている」「特定の現地工場です

リサイクルとその証明(その4)

輸出・再生利用への対応

次ぐ転売をされるようなケースも多いという。これではどこで使われているかわからず、残さの処分なども不明確になっている」という実態が再生プラスチック原料の発生元である企業に広く知

「廃棄物が混ざっているようだ」との指摘もあり、単純な物品売買契約だけでは適正なリサイクルが行われていない。この物品売買契約書には、廃棄物等の輸出入に係る法律(バーゼル条約国内法)を順守



輸出された再生プラスチック原料

通りに荷が動いていることがわかるトレーサビリティ(移動追跡)の仕組みを構築し、発生元の企業などに客観的に納得してもらえるようにすれば、さらに

これに対しては、特定の中国法人の工場あるいは日本の輸出・リサイクル業者の現地法人の工場または特定の提携工場で加工し、明確なルートで販売しているという「一貫システム」を自信をもって打ち出せるかどうかが大きなポイントになる。その上で、システム